

第三十五条の二を削る。

第三十六条を次のように改める。

(調整控除)

**第三十六条** 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二に相当する金額

(一) 五万円に、当該納税義務者が法第三十七条第一号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(二) 当該納税義務者の合計課税所得金額

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 前号(一)に掲げる金額から当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の二に相当する金額

第三十六条の二中「第三十五条及び第三十五条の二」を「前二条」に改める。

第三十六条の三中「百分の三十二」を「五分の二」に、「第三十五条、第三十五条の二及び前条」を「前三条」に改める。

第四十一条第一項中「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を三千円に乗じて得た金額

第四十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 第三十六条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三百十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第四十一条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、九月、十二月、翌年の三月及び翌年の六月に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより当該月の前三月分の徴収取扱費の額を算定し、当該徴収取扱費の額の算定に係る計算書を地域振興局長に送付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる金額に係る九月、十二月及び翌年の三月の前三月分の徴収取扱費の額 当該月の前月末の納税義務者の数に基づき同号の規定により算定して得られた額に四分の一を乗じて得た額

二 前項第一号に掲げる金額に係る翌年の六月の前三月分の徴収取扱費の額 前年度の確定した納税義務者の数に基づき同号の規定により算定して得

られた額から前号の規定により算定して得られた額の合計額を減じて得た額

三 前項第二号から第五号までに掲げる金額に係る九月、十二月、翌年の三月及び翌年の六月の前三分分の徴収取扱費の額 当該月の前三月における

同項第二号から第五号までに定める事実に基づきそれぞれ当該各号の規定により算定して得られた額

第四十一条の四中「額は、前条第一項の退職所得の金額を次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を順次適用して計算した金額の合計額」を「税率は、百分の四」に改め、同条の表を削る。

第五十一条第一項第一号(三)の表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項第一号(三)中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号(四)中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

附則第二条第一項中「第三十五条の二の」を「第三十六条の」に改め、同項第二号中「、第三十五条の二、第三十六条の二及び」を「から第三十六条の二まで、」に改め、「附則第四条第一項」の下に「及び附則第四条の二第一項」を加え、同項第三号中「第三百十四条の四」を「第三百十四条の六」に、「及び法附則第五条第三項」を「、法附則第五条第三項及び法附則第五条の四第六項」に改め、同条第二項中「及び前条」及び「、前条」を「前三条」に改める。

附則第三条第一項中「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に改め、同条第三項中「附則第四条第四項第二号」を「附則第四条第一項第二号」に改め、「その提出期限までに」及び「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を削り、「附則第四条第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「附則第四条の二第四項第一号」を「附則第四条の二第一項第一号」に改め、同条第三項中「附則第四条の二第四項第二号」を「附則第四条の二第一項第二号」に改め、「その提出期限までに」及び「(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を削り、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条の二第四項」に改める。

附則第四条第一項中「第三十五条の二」を「第三十六条」に改め、同条第二項中「及び前条」及び「、前条」を「前三条」に改め、同条の次に次の条を加える。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第四条の二 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、法附則第五条の四第一項第一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から同項第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第四条の二第一項」とする。

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、法施行規則に規定するところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

附則第五条第二項中「は、第三十三条から第三十五条の二まで、第三十六条の二」を「は、第三十三条から第三十六条の二まで、附則第四条第一項に改め、同項第一号中「百分の〇・五」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「第三十五条の二まで、第三十六条の二」を「第三十六条の二まで、附則第四条第一項」に改め、同条第三項中「、附則第二項並びに附則第二十五条第三項及び第四項」を「及び附則第二項第一項」に、「及び前条」及び「前条」を「前三条」に改め、「及び附則第二十五条第四項第一号」を削り、「附則第四条第一項」を「附則第四条の二第一項」に改める。

附則第六条の見出し中「所得割」の下に「の額」を加え、同条第一項中「第四十一条の四の規定の適用について」を「分離課税に係る所得割の額」に、「同条中「合計額」とあるのは、「合計額」を「第四十一条の三及び第四十一条の四の規定を適用して計算した金額」に、「金額」を「金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十一条の六第一項及び第二項並びに第四十一条の八の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十一条の四」とあるのは、「、第四十一条の四及び附則第六条第一項」とする。

附則第六条第三項を削る。

附則第八条第一項第一号中「により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第三号中「第三十六条の二」を「第三十六条から」に、「及び附則第四条第一項」を「まで、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「これらの規定」を「第三十六条から第三十六条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、「、同項第三号

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十三条の三第五項において準用する同条第一項の規定による所得割の額」とを削り、同項第五号を削る。

附則第九条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下附則第十一条まで」を「次条第一項及び第二項並びに附則第十一条第一項に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項第三号中「第三十六条の二、」を「第三十六条から」に、「及び附則第四条第一項」を「まで、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「これらの規定」を「第三十六条から第三十六条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「、「所得割の額及び」を「「所得割の額並びに」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、「、同項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項の規定による所得割の額」と」を削り、同項第五号を削る。

附則第十条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号(一)中「二十六万円」を「三十二万円」に改め、同号(二)中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「。第四項において同じ」を削り、同条第三項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改め、同条第四項中「かかわらず、」の下に「同項に規定する」を加える。

附則第十一条第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号(一)中「七十八万円」を「九十六万円」に改め、同号(二)中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十二条第一項中「第四項において準用する附則第九条第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第三項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「百分の一・六」を「、「百分の二」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項において準用する同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

二 第三十四条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

三 第三十六条から第三十六条の三まで、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項の規定の適用については、第三十六条から第三十六条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額」とする。

四 附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による所得割の額」とする。

附則第十二条の二第一項中「第三十七条の十第一項」を「第三十七条の十第一項」に、「(以下この項、次条第二項及び附則第十二条の二の四において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条及び附則第十二条の二の三において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「」を「に係る譲渡所得等を有する場合には、当該」に、「」という。)」について」を「について」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に改め、「計算した金額(」の下に「県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第三十三条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定する。」を加え、「第五項並びに」を削り、「第七項第二号の規定により」を「第四項第二号の規定により読み替えて」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「除く。)」の下に「その他附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額」を加え、「は、株式」を「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)」は、前項に規定する株式」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項第三号中「第三十六条の二、」を「第三十六条から」に、「及び附則第四条第一項」を「まで、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「これらの規定」を「第三十六条から第三十六条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額」と、附則第四条第一項及び附則第四条の二第一項」に、「額及び」を「額並びに」に改め、「、第三十六条の三中「第三十三条第六項」とあるのは「附則第十二条の二第六項」と」を削り、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第四項とする。

附則第十二条の二の二第一項中「ことは当該特定管理株式の譲渡」の下に「(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第二項中「株式等」を「同法第三十七条の十第二項に規定する株式等(附則第十二条の二の四において「株式等」という。)」に改める。

附則第十二条の二の三中「同条第七項第二号」を「同条第四項第二号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改める。

附則第十二条の二の四第二項中「同項第一号に規定する」を削る。

附則第十二条の二の五第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第三項中「第六項」を「第三項」に、「金額。」と、「